

新宿区教育委員会会議録

令和4年第4回臨時会

令和4年8月24日

新宿区教育委員会

令和4年第4回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和4年8月24日（水）

開会 午後 3時02分

閉会 午後 3時47分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩一郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	荒 井 亮 宏	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 査 林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 大 原 颯 人
-------------------	---------------------

議事日程

議 案

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 第 2 4 号議案 | 令和 5 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択に
ついて |
| 日程第 2 | 第 2 5 号議案 | 新宿区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）
に関する意見について |
| 日程第 3 | 第 2 6 号議案 | 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）
に関する意見について |
| 日程第 4 | 第 2 7 号議案 | 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 5 | 第 2 8 号議案 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一
部を改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 6 | 第 2 9 号議案 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関
する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 7 | 第 3 0 号議案 | 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（案）に関する意見について |
| 日程第 8 | 第 3 1 号議案 | 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
（案）に関する意見について |
| 日程第 9 | 第 3 2 号議案 | 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 1 0 | 第 3 3 号議案 | 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 1 1 | 第 3 4 号議案 | 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
（案）に関する意見について |
| 日程第 1 2 | 第 3 5 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 第 3 6 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につい
て |
| 日程第 1 4 | 第 3 7 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 |

例施行規則の一部を改正する規則

- | | | |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 5 | 第 3 8 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 1 6 | 第 3 9 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 1 7 | 第 4 0 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 1 8 | 第 4 1 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 1 9 | 第 4 2 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 0 | 第 4 3 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 1 | 第 4 4 号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 2 | 第 4 5 号議案 | 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 3 | 第 4 6 号議案 | 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則 |

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 承知しました。

- ◎ 第24号議案 令和5年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について
- ◎ 第25号議案 新宿区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第26号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第27号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第28号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第29号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第30号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第31号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第32号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第33号議案 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第34号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

- ◎ 第 3 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 第 3 6 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ◎ 第 3 7 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 3 8 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 3 9 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 0 号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 1 号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 2 号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 3 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 5 号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 4 6 号議案 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第 1 第24号議案 令和 5 年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第 2 第25号議案 新宿区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第 3 第26号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第 4 第27号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第 5 第28号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」

る意見について」、「日程第6 第29号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第7 第30号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第8 第31号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第9 第32号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第10 第33号議案 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第11 第34号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第12 第35号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第13 第36号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第14 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第15 第38号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第16 第39号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第17 第40号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第18 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第19 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第20 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第21 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第22 第45号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第23 第46号議案 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第24号議案について説明を受け、審議した後、日程第2 第25号議案から日程第23 第46号議案の説明を一括して受け、審議を行います。

それでは、第24号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第24号議案 令和5年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面を御覧ください。

こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立特別支援学校並びに区立小・中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書については、区立小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。こちらの一覧は、区立小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。

議案の5枚目と6枚目の裏面を御覧ください。

こちらが、文部科学省著作教科書の一覧です。文部科学省著作教科書とは、文部科学省が著作の名義を有する教科書で、特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級、知的障害者用には、こちらの一覧のとおり、国語科、算数、数学科、音楽科の教科書がございます。

次に、一般図書についてです。

小学校・中学校及び特別支援学校において、検定済の教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとされております。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが一般図書になります。

議案の8枚目以降についております特別支援教育教科書調査研究資料、こちらが東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、議案の最後の2枚、A4を2枚お付けしておりますが、こちらが一般図書のうち拡大教科書の一覧となっております。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度、種目ごとに採択することとされております。文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書については、東京都教育委員会から出された特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、前回8月5日実施の第8回教育委員会定例会提出の第20号議案及び第21号議案で採択済みの教科用図書と同一の発行者の拡大図書の採択をお願いするものです。

採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、7月13日に教育委員会宛てに、文部科学省著作教科書東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び

拡大教科書について検定した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいております。

なお、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し事前に希望調査を行いましたが、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はなかったことから、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はありませんでした。

第24号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は、以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第24号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了といたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第24号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第25号議案から第46号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

説明が長くなると思われますので、座って御説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、第25号議案から第46号議案について御説明いたします。

なお、議案数が相当数ございまして、また、条文の整備につきましては、原則として特別区人事委員会から発出されている準則に基づいて、規則の整備をさせていただいております。そのため、新旧対照表による個別の条文の説明につきましては、本日は割愛させていただきまして、議案概要を中心にそれぞれの改正内容についての説明とさせていただきます。

また、今回の議案の提案理由につきましては、第25号議案から第34号議案までが意見聴取に関する議案、第35号議案及び第36号議案が所管する条例改正への申出の議案、第37号議案から第40号議案、第42号議案及び第44号議案から第46号議案までが地方公務員法等の改正に

伴う規則改正の議案、そして第41号議案及び第43号議案が地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う規則改正の議案となりますので、同種のものにつきましては、まとめた御説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案概要を御覧ください。

初めに、「第25号議案 新宿区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案の改正内容といたしましては、4つございます。1つ目が、職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げること。2つ目は、新たに管理監督職勤務上限年齢制を導入すること。3つ目が、新たに定年前再任用短時間勤務制を導入すること。そして4つ目が、その他規定の整備及び文言整理を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日とし、採用の手続など準備行為を定めた附則第3条及び第13条の規定につきましては、公布の日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、任命権者は当分の間、職員に対し60歳以後の任用等に関する情報を提供し、勤務の意向を確認するよう努めるものとする。勤務延長された職員の再延長及び降任等の制限についてと、施行日前または施行日後に退職した者の再任用について定めております。

続きまして、「第26号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、懲戒処分のうち減給について、処分の発令後に給与月額が減額された場合、その減給額が現に受ける給料の5分の1を超えるときは、その超える額を減給額から減ずるものとするものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

続きまして、「第27号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員とみなして、改正後の条例を適用することを規定しております。

続きまして、「第28号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、第27号議案と同様に、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員とみなして、改正後の条例を適用することを規定しております。

続きまして、「第29号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制による異動期間を延長された職員を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

次の第30号議案と第31号議案につきましては、同一の条例の一部を改正する条例（案）に関する意見となりますが、別々の法改正に基づくものであり、施行期日も異なることから、議案を分けてございます。

それでは、御説明いたします。

初めに、「第30号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、非常勤職員の育児休業について、子の出生後8週間以内を取得しようとする場合において、子の出生後8週間と6月を経過するまでに任期満了することが明らかでない場合、取得を可能とすること。非常勤職員の子が1歳6か月になるまでの育児休業について、夫婦交代での取得など柔軟な取得を可能とすること。その他、所要の改正を行うものでございます。

こちらの施行期日は、令和4年10月1日となります。

なお、経過措置といたしまして、改正前の法に基づく育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、施行期日前においても行うことができることなどについて定め

ております。

次の「第31号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

こちらは、地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、育児休業または育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による異動期間を延長された職員を追加すること。法の改正に伴い、引用条項を整理すること、その他、規定の整備及び文言整理を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員とみなして、改正後の条例を適用することを定めております。

続きまして、「第32号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、公益的法人等への派遣の対象外となる職員から、定年前再任用短時間勤務職員を除くこと。公益的法人等への派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制による異動期間を延長された職員を追加することなど、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用職員は、改正後の条例に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例を適用することを規定しております。

次に、「第33号議案 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理するものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員とみなして、改正後の条例を適用することを規定しております。

続きまして、「第34号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

改正内容といたしましては、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員に係る退職手当の調整額は、その額が降任等前退職手当の調整額に満たない場合は、その額を退職手当の調整額とすることと、条文上の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めることなど、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和５年４月１日とし、定年延長に関連しない規定及び準備行為等の規定のみ、公布の日から施行することとしております。

また、経過措置といたしまして、改正後の条例で定められる支給対象の職員で、常勤職員を要するものというのは、令和５年３月３１日までの間に限り、再任用職員を除くものとする。改正後の条例で定められる支給対象の職員で、常時勤務を要するものというのは、暫定再任用職員を除くものとするを規定しております。

以上、第２５号議案から第３４号議案まで１０件の議案の提案理由です。各条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次の第３５号議案及び第３６号議案につきましては、教育委員会所管の条例の改正についての議案となります。

初めに、「第３５号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」です。

改正内容といたしましては、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理し、また、条文上の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

施行期日は、令和５年４月１日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の条例に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条例を適用することを規定しております。

続きまして、「第３６号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務職員の給与月額の算定方法、特定日以後の給与月額７割措置等の規定を定めるものです。

施行期日は、令和５年４月１日です。

経過措置といたしましては、給与月額７割措置は、地方公務員法の規定に基づき、勤務延長した職員には適用しないことなどについて規定しております。

それでは、第35号議案及び第36号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第37号議案から第46号議案につきましては、教育委員会所管の規則の改正の議案となります。また、第37号議案から第46号議案までにつきましては、特記事項といたしまして成立要件が付されております。各議案に基づく規則の一部改正については、令和4年第3回区議会定例会において関連する条例の一部を改正する議案が原案どおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、順に御説明いたします。

初めに、「第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

改正内容といたしましては、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理し、また、条文上の「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則を適用することを規定しております。

続きまして、「第38号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

改正内容といたしましては、地方公務員法が改正されたため、引用条項を整理し、また、条文上の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

続きまして、「第39号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

改正内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額の計算方法を定めること。当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける職員の管理職手当の額は別表に定める額の7割とすることなど、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用職員の管理職手当は、定年前再任用短時間勤務職員に適用される額を用いることを規定しております。

続きまして、「第40号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

改正内容といたしましては、当分の間、給与月額7割措置の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例に定める額の7割とするものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

次の第41号議案と第42号議案、そして第43号議案と第44号議案につきましては、それぞれ同一規則の一部を改正する規則となりますが、こちらも別々の法改正に基づくものであり、施行期日も異なることから、議案を分けてご紹介します。

初めに、「第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、期末手当における欠勤等日数の算定に当たり、育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生後8週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれ1月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くとするものです。

施行期日は、令和4年10月1日です。

次に、「第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

こちらは、地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務職員の欠勤等日数の算定方法を定めるもののほか、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

なお、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用すると規定しております。

続きまして、「第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、育児休業に関連する議案となります。

改正内容につきましては、第41号議案と同様に、手当に係る欠勤等日数の算定について規

定するものでございます。

施行期日は、令和4年10月1日です。

続きまして、「第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、定年延長に関連する議案となります。

改正内容といたしましては、条文上の「再任用職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めること、定年前再任用短時間職員の支給割合を規定すること、定年前再任用短時間職員の欠勤等日数の算定方法を定めることのほか、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用することを規定しております。

続きまして、「第45号議案 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、定年延長に関連する議案となります。

改正する内容としましては、定年前再任用短時間勤務職員の計算方法を定めること、当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額は、別表に定める額の7割とすることなど、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用職員の義務教育等教員特別手当は、定年前再任用短時間勤務職員に適用される額を用いることを規定しております。

続きまして、「第46号議案 新宿区教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

こちらは、定年延長に関連する議案となります。

改正内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法を定めるものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

経過措置といたしましては、暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算方法は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用することを定めております。

それでは、初めに第37号議案から第40号議案、第42号議案及び第44号議案から第46号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためです。

次に、第41号議案及び第43号議案の提案理由です。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これより順次審議を行ってまいります。

まず、第25号議案につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 質問は、特にないようでございます。討論及び質疑を終了いたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第25号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第26号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようでございます。討論及び質疑を終了とします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第26号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第27号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようございましたら、討論及び質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第28号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特段ないようでしたら、討論及び質疑を終了といたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第29号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○星野委員 30、31に共通していることですが、地方公務員法の改正ということで致し方ない
と言えはそれまでですが、私は保育園、子ども園の園医をしております、予防接種もでき
ていない生後3か月ぐらいの子が入所してくることがあります。その理由を聞くと、1つは
産休が切れて育休がない方ですね、要するに産休が切れてしまうから預けるとい方がいま
す。中には、今入れないと入れなくなるから、要するにゼロ歳児の段階で保育園に入れない
と、1歳、2歳からはとても入りにくいという理由で入ってくる方がいらっしゃるんですね。
今はコロナ禍ですので、保育園も結構空いていますし、新宿区の場合はかなり条件も良いの
で入りやすいとは思いますが、杉並区などですと、ポイント制で、夫婦がともに常勤であ
って、なおかつどういう職種であってという細かい規定があって、それを満たさないと保育
園に入れないという規定があるようです。育休を取りやすくなることは良いことなのですが、
そういう縛りがあると逆に育休も取りにくいという事態が発生する可能性もあるのではない
かと思います。区民であれば区の保育園で何か融通してあげるなど、何か対策はあるのでし
ょうか。

○教育調整課長 今、新宿区におきましてはこのところ待機児童ゼロということで、本当に
保育園に入りやすくなったといった状況がございます。今、職務代理のほうから御質問あり
ました、育休を取って逆に1歳や1歳半まで育児休業を取ると、そこから保育園に入れない
という状況が生まれるので、インセンティブとして、これを取らないで保育園に預けてしま
すのではないかという御心配もあったかと思います。

ただ、今回のこの法改正は地方公務員だけでなく、国家公務員も含めて様々な、警察や消
防など様々な職種がそれに対応されるものでございまして、そういった中では、改正後の育
児休業を配偶者の方、つまり出産をされた方とその配偶者の方両方で交互に取るなど、様々

柔軟な取り方が可能になり、なおかつそれを取りやすくするというこの法の趣旨から言えば、それ自体を推進していくことは、現在の子育ての中で保育園等との絡みで言うと、両方が入りやすく、それが1歳とゼロ歳の間も差があるとなおさらいいのかなとは思っていますが、なかなか現状として、御指摘のとおりゼロ歳からお預けになる御家庭が多いのも事実でございます。

今後そういったことが両方併用しながら子育てしやすい環境等になるように引き続き取り組んでまいりたいと思いますし、また、子ども家庭部との連携などもしっかり取りながら、こういったお話についてもお伝えをしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○教育長 よろしいですか。

○星野委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 男性職員の育休取得実績は、今分かりますか。分かれば教えてください。

○教育調整課長 男性職員もかなり取得するようになってきたと感じておりますが、改めて調べをしてご回答したいと思います。

○教育長 よろしいですか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第30号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第31号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第32号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第33号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第34号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第35号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第35号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第36号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第37号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第38号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第38号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第39号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第39号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第40号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第41号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第42号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第43号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第44号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第45号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第46号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 先ほどの議案の審議の際に、山下委員から、男性職員の育児休業の取得状況という質問がございました。確認しましたところ、令和3年度の実績で申し上げますと、43.2%という取得状況であるということで確認させていただきましたので、回答とさせていただきますと思います。

○教育長 ただ、43.2%というのは1日でも育児休業を取得した男性職員の割合であって、女性職員のように1年以上といった長期での取得は少ないかと思います。

○山下委員 それでも、そうやって育児休業を取れる環境があるというのはすごく大事だと思います。

○教育長 職場の各課長においても、お子様が生まれると、育児休業を取得するよう勧奨しておりますので、育児休業取得者は増えているように感じております。

○山下委員 法律も大事ですけども、そういう職場の雰囲気も大事ですからね。

○教育長 以上でよろしいですか。

〔はいの発言〕

◎ 閉 会

○教育長 それでは、今日はたくさんの議案がありましたが、御協力ありがとうございました。本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 3時47分閉会